

一般社団法人日本電磁環境測定協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人(以下、「本会」という)は、一般社団法人日本電磁環境測定協会と称する。

2. 英語表記は「Japan Electromagnetic Environment Measurement Association」とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県安城市に置く。

2. 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、電磁環境技術の中核として、会員企業は最高の技術を維持し、顧客の多様な要望に応えるべく、技術レベルの向上、人材の育成、最新情報の共有をし、会員相互及び官学との連携・交流を図り、もって我が国の産業経済発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の目的達成のために必要な人材の育成
- (2) 国内外の関連情報の収集
- (3) 顧客に対する必要な情報の提供
- (4) 会員相互の情報交換及び交流を図るために必要な事業
- (5) 大学、官公庁、関係諸機関と連携・協調し、新しい技術の創出等に資する事業
- (6) 技術者派遣業者の斡旋
- (7) 各種機器等のレンタル等業者の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(機関の設置)

第6条 本会は、社員総会、理事会及び各種委員会を置く。

第2章 会 員

(種別)

第7条 本会の会員は、正会員、個人会員、特別会員(顧問、学識経験者を含む)及び賛助会員とする。

(1) 正会員は、電磁環境測定所(専業、企業内、公設試験研究機関の測定所及びそれに関連する企業を含む)を運営する法人および、その法人を運営する個人とする。

(2) 個人会員は、本会の目的に賛同する個人とする。

(3) 特別会員は、本会に関連する官公庁並びに学校または研究機関及び本会発展のために、助言を頂ける団体及び個人とする。

(4) 賛助会員は、本会の事業に協力する諸団体とする。

2. 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

3. 本会に特別の功績があった者は、理事会及び社員総会の決議を経て、正会員となることができる。その場合、会費は免除する。

(入会)

第8条 本会の入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。その承認があったときに会員となる。

2. 入会を希望する会員は、入会時に別に定める会費規程による入会金を納入しなければならない。

3. 会員は、本会の運営及び事業の遂行に要する経費を負担するため、別に定める会費規程による会費を納入しなければならない。

4. 特別会員の入会金及び会費は免除する。

(会員代表者)

第9条 法人が会員となる場合、その代表者として本会に対しその権利を行使するもの1名（以下「会員代表者」という。法人登記上の代表者たることを要しない。）を定め、入会と同時に理事長に届け出なければならない。

2. 会員代表者を変更したときは、速やかに変更届を理事長に提出しなければならない。

(権利)

第10条 会員は、本会の業務に対し意見を述べ、また全ての事業に参加することができる。

2. 正会員は、それぞれ1個の議決権を有し、社員総会に出席して議決権を行使することができる。

(義務)

第11条 会員は、総会の決議、定款並びに規約を遵守しなければならない。

(退会)

第12条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

2. 退会の届け出は、退会希望日の1ヶ月前までに理事長に書面で提出しなければならない。

ただし、会費等の未納金がある場合は、退会日から1ヶ月以内に納入しなければならない。

3. 第1項の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し、本会を退会するものとする。

(1) 会員としての条件または資格を失ったとき。

(2) 会員が破産または解散したとき。

(3) 法人を除く会員が死亡、もしくは成年被後見人又は被保佐人となったとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、正会員の半数以

上の出席であって正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の議決により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この定款、本会の規則または社員総会の決議を遵守しないとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後、なお会費を1年以内に納入しないとき。
- (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に予め通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前2条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、また義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員を設置)

第15条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 理事 | 10名以内 |
| 理事長(代表理事) | 1名 |
| 副理事長 | 2名以内 |
| (2) 監事 | 2名以内 |

(選任)

第16条 理事は、正会員(個人若しくは会員代表者)の中から理事会の推薦により社員総会の決議をもって選任する。

監事は、理事会の推薦により社員総会の決議をもって選任する。

2. 理事長は1名、副理事長は2名以内を理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の職務を執行する。

2. 理事長は、本会を代表し社員総会及び理事会の議長を務める。
3. 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌理する。理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、これを代行する。

(監事の職務権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- (2) 本会の業務、財務並びに会計を監査する。

- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあるとき、または法令、定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会及び社員総会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 19 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間と同一とする。

3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 20 条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の半数以上の出席であって正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(顧問及び名誉会長)

第 21 条 本会に、顧問及び名誉会長を若干名置くことができる。

2. 顧問及び名誉会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3. 顧問及び名誉会長は、本会の業務処理に関して理事長の諮問に応える。また、理事長若しくは理事会の要請により、社員総会、理事会、各種委員会に出席し、本会の発展のための助言を行う。

(報酬)

第 22 条 理事、監事、顧問及び名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。また、常勤の理事または監事については、報酬を支給することができる。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 23 条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(開催)

第 25 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 26 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2. 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求をすることができる。

3. 社員総会を招集するときは、日時及び場所並びに社員総会の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 社員総会の議長は、理事長が務める。理事長に事故等による支障があるときは、副理事長がこれを代行する。

(決議)

第 28 条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 社員総会においては、あらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。

(書面または代理人による議決権の行使)

第 29 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。また、代理人は正会員に限るものとする。

(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その総会において選任された議事録

署名人2名以上がこれに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定及び解職

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所、委員会、事務局その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は毎事業年度に2回以上開催する。そのうちの1回は定時社員総会の直前に開催し、総会の議事の整理を行う。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2. 理事長は、前条第3項第2号または同項第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事または監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第40条 本会は、次の委員会を置く。

- (1) 技術検討委員会
- (2) 情報委員会
- (3) 教育委員会
- (4) 企画委員会

2. 前項のほか、本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、各種委員会を設置することができる。

3. 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

4. 委員会の任務、構成及び運営に関する事項は、別に定める「委員会規程」による。

5. 委員会規程は、理事会の決議により定める。

第7章 事務局

(事務局)

第41条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、必要に応じて事務局長代理を置くことができる。
3. 事務局長、事務局長代理及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する事項は、別に定める「事務規程」による。
5. 事務規程は、理事会の決議により定める。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、理事長が善良な管理者の注意をもって管理する。

2. 管理の方法は、理事会の決議による。また、資産を処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計処理)

第44条 本会の会計処理に関する事項は、別に定める「会計処理規程」による。

(事業計画及び事業報告)

第45条 本会の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に報告しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、社員総会において、正会員の半数以上であって正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって変更することができる。

2. 本会が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 10 章 附 則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(最初の事業年度)

第 49 条 本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 50 条 本会の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	田中稔泰
同	永原靖幸
同	山中稔
同	緒方健二
設立時理事長（設立時代表理事）	田中稔泰
設立時副理事長	永原靖幸
設立時監事	天池健治

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第 51 条 設立時社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

田中稔泰
永原靖幸
山中稔
緒方健二

(法令の準拠)

第 52 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人電磁環境測定協会を設立するため、設立時社員田中稔泰他 3 名の定款作成代理人である 司法書士 美濃島政樹 は電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 28 年 5 月 26 日

一般社団法人日本電磁環境測定協会	設立時社員	田中 稔泰
	同	永原 靖幸
	同	山中 稔
	同	緒方 健二

定款作成代理人 司法書士 美濃島政樹